

「2024 年台湾東部沖地震救援金」の受付について

1. 救援金の受付口座

1) 日本赤十字社岐阜県支部〔取り纏めいただいた義援金を振込む場合〕

金融機関	店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	(普) 1 6 6 9 7 9	きゅうえんきんぐち 救援金口
大垣共立銀行	加納支店	(普) 4 5 4 9 1 6	にほんせきじゅうじしゃぎふけんしぶ 日本赤十字社岐阜県支部  しぶちやう ふるた はじめ 支部長 古田 肇
<p>「義援金」専用の振込依頼票がありますので、必要な場合はご連絡ください。 振込通知書上部点線四角内に必ず「台湾地震」と明記ください。 同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。</p>			

2) 日本赤十字社（本社）

金融機関	店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	(普) 2 7 8 7 7 9 9	日本赤十字社 (ニホンセキジ ュウジ ャ)
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	(普) 2 1 0 5 8 0 2	
みずほ銀行	クヌギ支店	(普) 0 6 2 3 5 9 5	
<p>ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(03-4363-2056)に下記内容を連絡ください。 (救援金名、氏名(受領証の宛名)、住所、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込金融機関名及び支店名)</p>			

金融機関	店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		0 0 1 1 0 - 2 - 5 6 0 6	日本赤十字社 (ニホンセキジ ュウジ ャ)

通信欄に「2024年台湾東部沖地震救援金」と明記し、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載ください。  
ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

## 2. 受付期間

令和6年4月5日（金）から令和6年6月28日（金）まで

## 3. 税務上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定する寄付金に該当します。